

規制改革・民間開放推進会議  
主要課題改革推進委員会

平成17年11月29日  
総務省

- 公共放送等の在り方を踏まえたNHKの改革 -

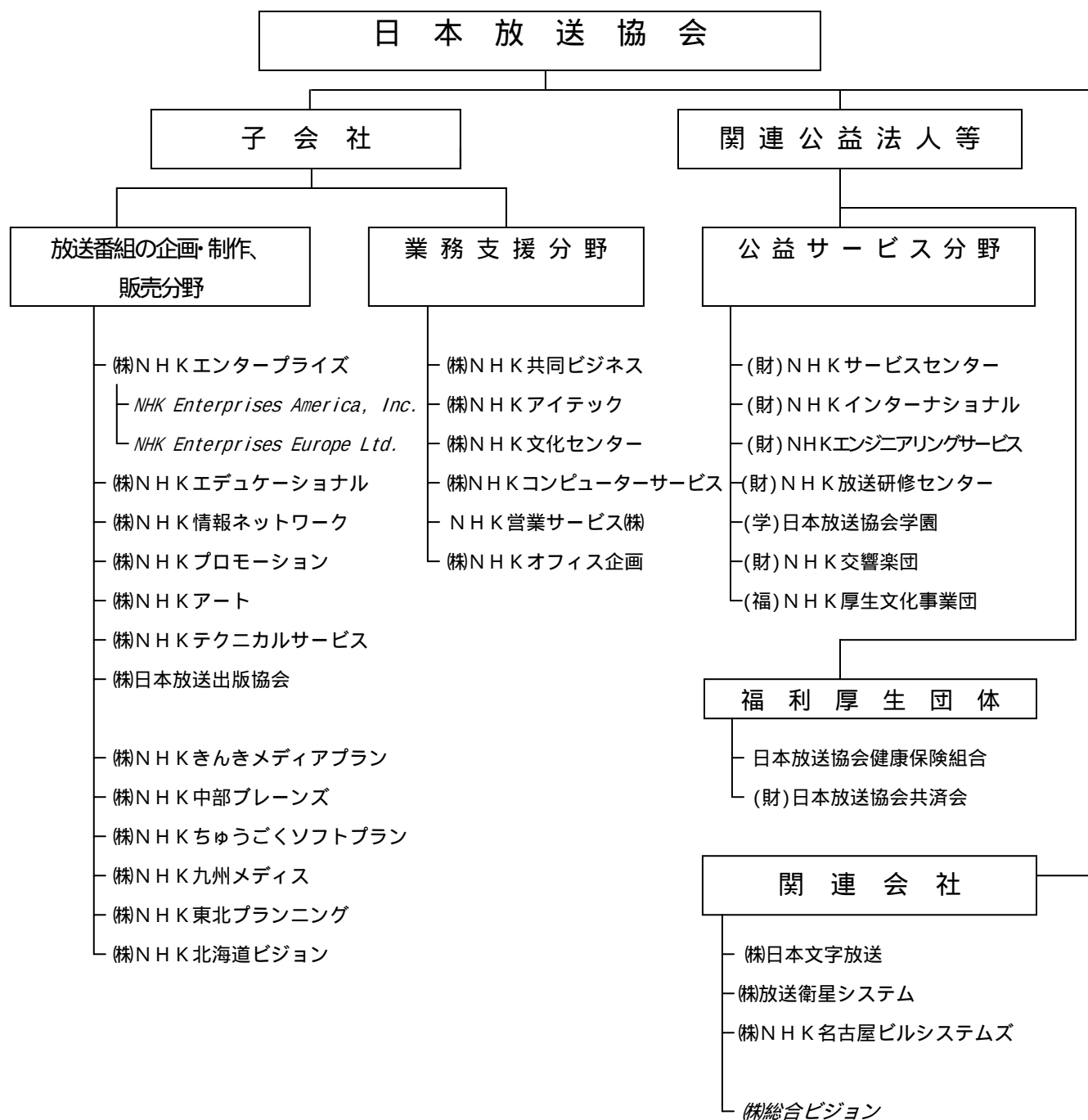
## ○ 組織・業務の改革について

### 子会社等の整理合理化

- 1 NHKは、放送法第9条の2の規定により、総務大臣の認可を受けて、
  - ・業務の遂行のために必要であり
  - ・業務に密接な関連性を有する事業と認められる場合に出資できるとされている。
- 2 また、放送法施行令第2条では、上記の業務に密接に関連性を有する事業として、11の事業が限定列挙されている。
- 3 上記法令に基づきNHKから出資を受けた子会社等について、その業務範囲の適正性・透明性を確保するため、総務省は、平成14年3月に「NHKの子会社等の業務範囲等に関するガイドライン」を定め、公表。
- 4 その中で、子会社等の業務範囲を、  
放送法施行令第2条に規定するNHKの業務に密接な関連性を有する事業(出資対象事業)(例)放送番組の委託制作(NHK インタープライズ)、展示装飾等(NHK アート)  
NHKが保有する設備や優れた技術を活用して行われる事業であって、特に社会的意義のあるもの  
(例)教養講座等の運営(NHK 文化センター)、移動体通信の中継施設設計・工事(NHK アイテック)  
等に限定。
- 5 また、総務省は、同ガイドライン策定後も、平成15年度以降のNHK収支予算に付した総務大臣意見において、子会社等の情報公開を求めることにより、その説明責任を果たすことを求めているところ(別紙)。
- 6 なお、子会社等の数は、H10年のピーク時65社から現在34社まで減少。さらに、「NHK新生プラン」において、今後「時代にふさわしい再編成を行います」と明記されている。

# N H K 子 会 社 等 系 統 図

(平成17年11月1日現在)



(注) 1. 協会の子会社 21 社、関連会社 4 社、関連公益法人等 9 団体 計 34 団体を記載  
2. 斜字体で表記している会社は、協会から直接出資のない会社

## 各年度の収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣意見(抜粋)

### 子会社関連

#### ○平成13年度総務大臣意見

- 3 協会の経営に対し視聴者の十分な理解が得られるよう、情報公開制度を適切に運用すること。また、子会社等が出資の趣旨目的に沿った事業を行うよう指導を徹底するとともに、連結決算の導入に向けた検討を進めること。

#### ○平成14年度総務大臣意見

- 5 インターネットにより視聴者に対して情報提供を行うに当たっては、放送の補完利用としての適正な運営を図るとともに、子会社等の業務範囲や子会社等との取引の一層の適正性、透明性の確保等を図ること。また、これらを含め、事業全般にわたる情報公開を一層徹底すること。

#### ○平成15年度総務大臣意見

- 6 協会と子会社等との連結決算の公表をはじめ、関連団体を含めた財務内容・業務内容の開示に努めるとともに、事業全般にわたる情報公開を一層推進し、協会の経営に対する視聴者の理解を得られるようにすること。

#### ○平成16年度総務大臣意見

- 5 業務委託及び調達については、競争契約の原則を徹底すること。また、協会自身及び協会の子会社等についての情報公開を充実することにより、国民・視聴者に対し、受信料を主な財源とする特殊法人としての説明責任を果たすこと。

#### ○平成17年度総務大臣意見

- 8 受信料を主な財源とする特殊法人としての国民・視聴者に対する説明責任を全うする観点から、協会自身はもとより協会の子会社等の経営・業務等に関する情報公開を一層積極的に進めるとともに、業務委託及び調達について、契約・経理処理手続の適正化と審査・管理体制の強化及び競争契約の原則の徹底を図り、一層透明性の高い事業運営を推進すること。

また、業務全般を不断に見直し、その一層の合理化を効果的かつ適正に進めること。

## 業務委託における競争契約の徹底

- 1 NHKは、放送法第9条の3の規定により、NHKが自ら定める委託基準に従うことにより、同法第9条第1項業務等を委託することができることとされ、また、同基準を総務大臣に届けなければならないとされている。
- 2 総務省は、平成14年3月、同法第9条の3の解釈指針を示すガイドラインを定め、公表。
- 3 この中で、総務省は、NHKに対し、業務の専門性、特殊性等から他に委託先がないなどやむを得ない場合を除き、競争契約を原則とすることを求めるとともに、併せて、その具体的要件や契約金額の算定要領を定めることを求めた。
- 4 これを受け、NHKは「業務委託契約要領」(別紙)を策定・公表し、受託者の選定要領や契約金額の算定方法の要領を明らかにした。
- 5 また、総務省は、同ガイドライン策定後、平成16年度及び17年度のNHK収支予算に付した総務大臣意見において、業務委託及び調達について、競争契約の原則を徹底することを求めているところ(別紙)。
- 6 なお、NHKは、政府調達に準じて、自主的に国際調達手続きを定め、購入額等が10万SDR以上の製品・サービスについて、内外無差別、透明な調達を実施している。

## **業務委託契約要領（抜粋）**

1．略

2．受託者の選定

受託者の選定にあたっては、契約の公正性および透明性を確保するため、次による場合を除き、競争によることを原則とする。

- (1) 公共放送サービスの質を確保するため、当該業者のノウハウを活用することが不可欠な場合
- (2) 効率化に伴い移行した要員が、当該業務に従事している場合
- (3) 著作権、特許権等の排他的権利の保護との関連で業者が限定される場合
- (4) 既設設備との関連で業者が一者に限定される場合
- (5) 緊急の必要により競争に付している時間がない場合
- (6) その他特別な事由で業者が一者に限定される場合

3．(略)

なお、委託費の算定にあたっては、別紙「業務委託費算定要領」に則り実施するものとする。

## **(別紙)**

### **業務委託費算定要領（抜粋）**

1．2 略

3．積算の考え方

(1) 積算の原則

積算は、原価計算方式によることを原則とする。

なお、原価計算方式によることが適当でないものについては、市場価格方式によるものとする。

(2) 積算の方法

原価計算方式は、委託する業務の実施に要する費用項目を積み上げ計算する方式である。計算にあたっては、一般に認められた原価計算の方法に準じ、原則として標準的な体制で委託する業務を実施した場合に要する費用を算出する。

なお、市場価格方式は、市場価格を基準として計算する方法である。

# 1 NHK の外部取引額の推移（全体）

（単位：億円）

|      | 平成 13 年度 |        | 平成 14 年度 |        | 平成 15 年度 |        | 平成 16 年度 |        |
|------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|
| 競争契約 | 429      | 26.5%  | 718      | 37.2%  | 745      | 38.4%  | 722      | 37.9%  |
| 随意契約 | 1,193    | 73.5%  | 1,213    | 62.8%  | 1,198    | 61.6%  | 1,185    | 62.1%  |
| 合計   | 1,622    | 100.0% | 1,931    | 100.0% | 1,943    | 100.0% | 1,908    | 100.0% |

（注）随意契約には番組制作委託を含む。

## 内訳

### （番組制作業務委託）

（単位：億円）

|    | 平成 13 年度 |        | 平成 14 年度 |        | 平成 15 年度 |        | 平成 16 年度 |        |
|----|----------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|
| 合計 | 679      | 100.0% | 695      | 100.0% | 691      | 100.0% | 698      | 100.0% |

### （番組制作業務委託以外）

（単位：億円）

|      | 平成 13 年度 |        | 平成 14 年度 |        | 平成 15 年度 |        | 平成 16 年度 |        |
|------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|
| 競争契約 | 429      | 45.5%  | 718      | 58.1%  | 745      | 59.5%  | 722      | 59.8%  |
| 随意契約 | 513      | 54.5%  | 517      | 41.9%  | 506      | 40.5%  | 486      | 40.2%  |
| 合計   | 943      | 100.0% | 1,235    | 100.0% | 1,252    | 100.0% | 1,209    | 100.0% |

- 1 件 3 0 0 0 万円超
- 単位未満切り捨て

## 2 関連子会社等との取引額の推移

(単位：億円)

|      | 平成 13 年度 |        | 平成 14 年度 |        | 平成 15 年度 |        | 平成 16 年度 |        |
|------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|
| 競争契約 | 20       | 2.0%   | 15       | 1.5%   | 15       | 1.6%   | 16       | 1.7%   |
| 随意契約 | 1,006    | 98.0%  | 1,012    | 98.5%  | 988      | 98.4%  | 988      | 98.3%  |
| 合計   | 1,027    | 100.0% | 1,027    | 100.0% | 1,004    | 100.0% | 1,004    | 100.0% |

(注) 随意契約には番組制作委託を含む。

### 内訳

#### (番組制作業務委託)

(単位：億円)

|    | 平成 13 年度 |        | 平成 14 年度 |        | 平成 15 年度 |        | 平成 16 年度 |        |
|----|----------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|
| 合計 | 676      | 100.0% | 693      | 100.0% | 683      | 100.0% | 691      | 100.0% |

#### (番組制作業務委託以外)

(単位：億円)

|      | 平成 13 年度 |        | 平成 14 年度 |        | 平成 15 年度 |        | 平成 16 年度 |        |
|------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|
| 競争契約 | 20       | 5.9%   | 15       | 4.6%   | 15       | 4.9%   | 16       | 5.3%   |
| 随意契約 | 329      | 94.1%  | 319      | 95.4%  | 305      | 95.1%  | 297      | 94.7%  |
| 合計   | 350      | 100.0% | 334      | 100.0% | 320      | 100.0% | 313      | 100.0% |

- 1件3,000万円超
- 単位未満切り捨て

## 各年度の収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣意見(抜粋)

### 競争契約関連

#### ○平成16年度総務大臣意見

- 5 業務委託及び調達については、競争契約の原則を徹底すること。また、協会自身及び協会の子会社等についての情報公開を充実することにより、国民・視聴者に対し、受信料を主な財源とする特殊法人としての説明責任を果たすこと。

#### ○平成17年度総務大臣意見

- 8 受信料を主な財源とする特殊法人としての国民・視聴者に対する説明責任を全うする観点から、協会自身はもとより協会の子会社等の経営・業務等に関する情報公開を一層積極的に進めるとともに、業務委託及び調達について、契約・経理処理手続の適正化と審査・管理体制の強化及び競争契約の原則の徹底を図り、一層透明性の高い事業運営を推進すること。

また、業務全般を不断に見直し、その一層の合理化を効果的かつ適正に進めること。

## ○ 現行受信料で賄われるべき「公共放送」について

### 民放の「公共性」との相違

- 1 放送事業者は、有限希少な資源である電波を利用しており、また言論・報道機関として社会的影響力も大きいことから、NHK、民間放送を問わず、高い公共性が求められている。
- 2 具体的には、  
放送による表現の自由の確保と、健全な民主主義の発達への貢献（放送法第1条）  
豪雨、洪水、地震その他の災害発生の予防や、その被害軽減への寄与（放送法第6条の2）  
など、高い公共性を持った役割を担っているところ。
- 3 その上、特にNHKについては、放送法第7条に示されているとおり、  
あまねく全国における放送  
豊かで良い放送番組の提供  
放送技術の研究開発  
海外への情報発信  
といった公共性の高い役割を果たすことが期待されている。
- 4 実際、例えば、分野別の番組構成比率についてみると、民放に比して、報道及び教育番組の比率が高く、娯楽番組の比率が低くなっている。（別紙）
- 5 また、NHKは、放送法第44条の規定により、良質な放送番組を放送することによって公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与することが求められており、報道・教育番組のみならず、娯楽番組や教養番組も含め、全体として、バランスのとれた形で、公共放送としてふさわしい良質な放送を行うことを期待されるところ。

# NH Kの公共的役割

## 1 放送の全国普及

### ○ 放送法規定

NH K

「あまねく全国において受信できるように措置をしなければならない。」  
(第9条第5項)



民放

「あまねく受信できるように努めるものとする。」(第2条の2第6項)

(例) 北海道における地上テレビジョン放送の世帯カバー率及び無線局数

NH K : 約99.4%、  
211局



民放事業者 : 約89.4% ~ 約98.3%、  
83局 ~ 169局

## 2 良質な放送番組の提供

### ○ 番組に対する視聴者の意見

(出典 : NH K放送文化研究所 放送研究と調査8月号 「日本人とテレビ・2005年」)

|                    |     |  |          |
|--------------------|-----|--|----------|
| ・事件や災害が起きたときの対応が速い | 60% |  | (民放 19%) |
| ・教養番組に、興味深いものがある   | 44% |  | (民放 8%)  |
| ・地域の出来事や話題をよく伝えている | 34% |  | (民放 27%) |
| ・報道番組が中立・公正        | 25% |  | (民放 5%)  |



### ○ 字幕付加可能な総放送時間に占める字幕放送時間の割合(平成16年度実績)

NH K総合 89.5%      在京キー局 31.2% ~ 66.3%

## 3 放送技術の開発

- NH Kの技術調査研究費 : 73億円
- 特許権及び実用新案権保有総数 : 1,085件
- NH K技術研究所(職員数282人、うち研究員260人)

## 4 国際放送(短波・映像)の実施

- 短波国際放送
  - ・昭和10年開始(運営総経費90億円 うち政府交付金23億円)
  - ・放送時間 1日延べ65時間(22言語)
- 映像国際放送
  - ・平成7年開始(運営総経費29億円)
  - ・1日24時間(日本語、英語)
  - ・在留邦人の居住地域をほぼ100%カバー

## 5 アーカイブス

|             |        |  |          |
|-------------|--------|--|----------|
|             | NH K   |  | 民放局・制作会社 |
| ・放送ライブラリー   | 4,141本 |  | 8,135本   |
| ・NH Kアーカイブス | 5,290本 |  | -        |



## N H K 及び民放の分野別番組比率

### ○ テレビジョン放送（アナログ放送）

（単位：％）

|          |      | 報 道  | 教 育  | 教 養  | 娯 楽  | 広 告 | その他 |
|----------|------|------|------|------|------|-----|-----|
| N H K    | 総合放送 | 50.8 | 11.0 | 22.6 | 15.6 | -   | -   |
|          | 教育放送 | 4.7  | 80.1 | 15.2 | 0.0  | -   | -   |
| 民放（127社） |      | 19.8 | 12.3 | 25.1 | 37.5 | 3.9 | 1.3 |

### ○ ラジオ

（単位：％）

|          |             | 報 道  | 教 育  | 教 養  | 娯 楽  | 広 告 | その他 |
|----------|-------------|------|------|------|------|-----|-----|
| N H K    | A M<br>第1放送 | 50.1 | 3.2  | 23.1 | 23.6 | -   | -   |
|          | A M<br>第2放送 | 14.3 | 65.9 | 19.8 | 0    | -   | -   |
|          | F M放送       | 17.9 | 5.4  | 38.2 | 38.5 | -   | -   |
| 民放（101社） |             | 12.3 | 2.4  | 13.3 | 69.3 | 2.0 | 0.7 |

注：N H Kは平成16年度、民放は平成15年度の数値。

出典：N H K（日本放送協会平成16年度業務報告書）

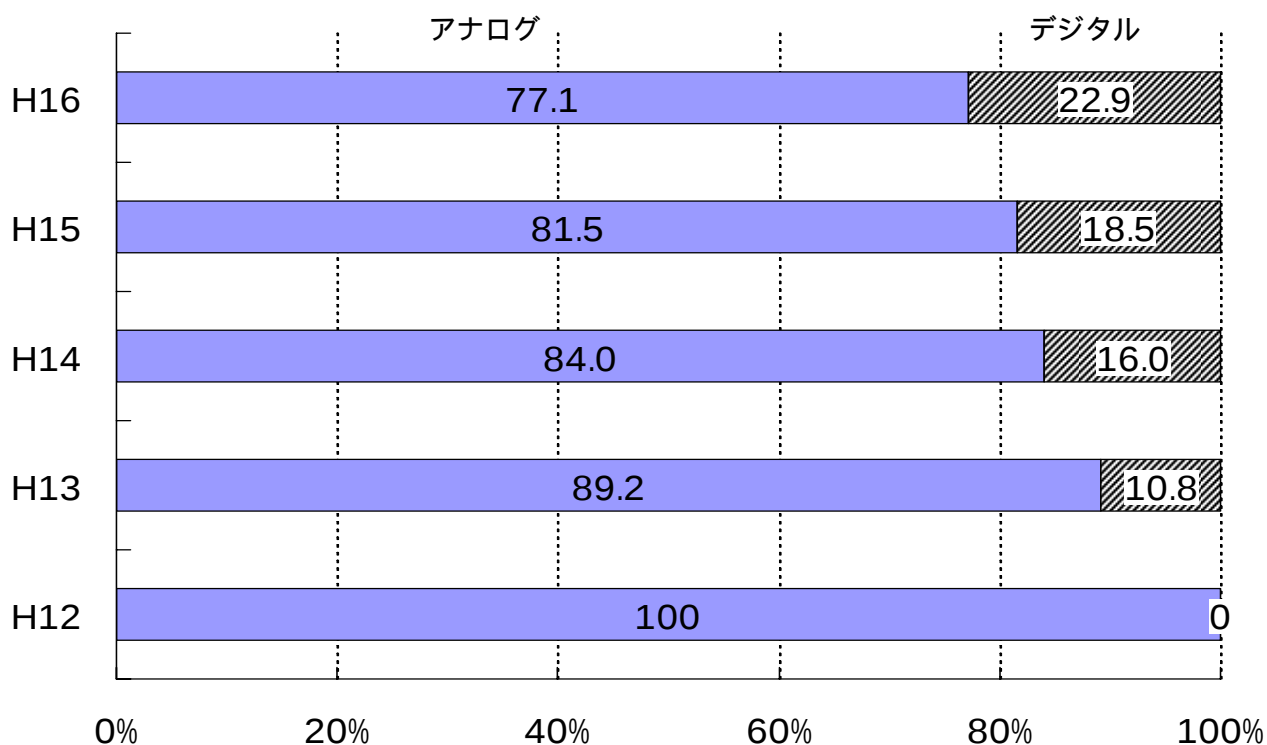
民放（日本民間放送連盟編「日本民間放送年鑑2004」掲載のデータを基に作成）

## ○ 視聴者の選択の自由の確保について

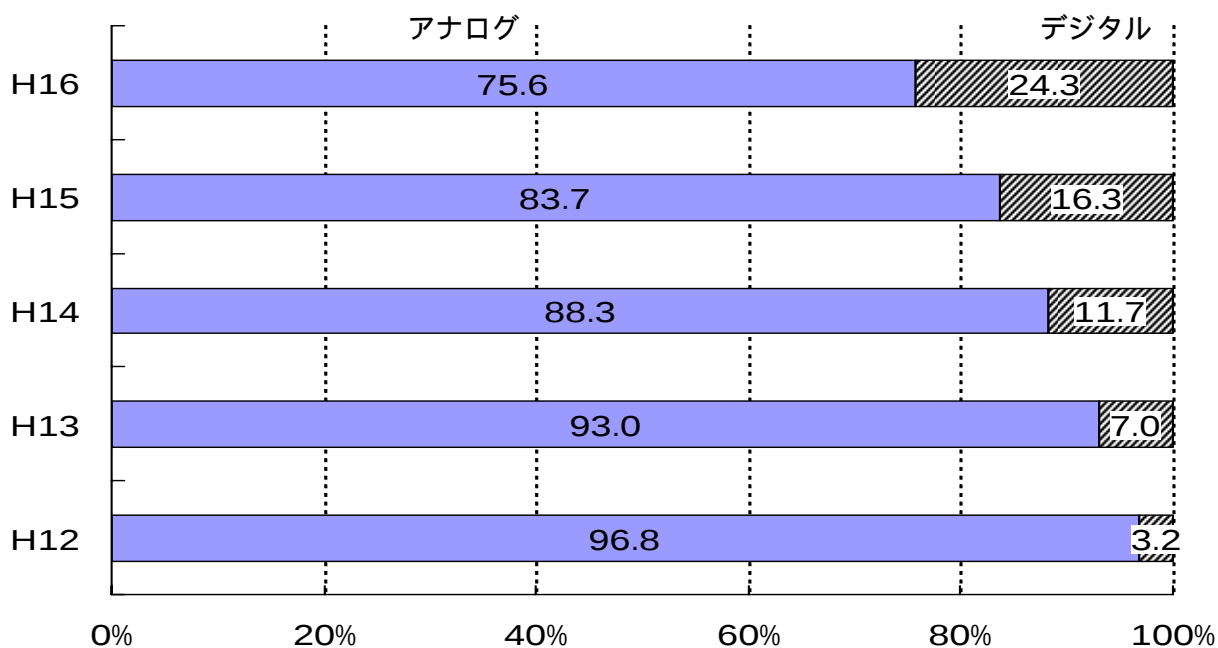
### B S デジタル放送のスクランブル化

- 1 NHKのBS放送は、広範かつ多数の視聴者に良質な番組を提供する準基幹放送であり、地上放送とともに、NHKが有する全国あまねく放送、良質な番組提供、国際放送など公共放送としての社会的使命を担うとともに、地上放送の受信が困難な難視聴地域の解消の役割を果たしている。
- 2 一方、民間の衛星放送については、平成8年当時とは異なり、平成12年12月に地上系民放による広告放送が開始され、参入事業者も増えるなど（現在BSアナログ2社、BSデジタル17社。今後BS9チャンネル跡地にも2～3社参入予定）現在、様々な特徴をもった事業者がその特徴を活かした放送を実施しており、NHKを取り巻く環境も変化しているところ。
- 3 こうしたNHKが担っている社会的使命やNHKを取り巻く環境の変化、さらには、依然としてアナログ放送の視聴者の方が多いというBS放送の視聴実態なども踏まえつつ、先に閣議決定された既往の方針に沿って、BSデジタル放送のスクランブル化の実施について、引き続き検討していく方針に変わりはない。

# N H K の BS 放送受信世帯構成の推移



( 参考 ) WOWOW



( 出典 : 日本放送協会及び WOWOW 資料により総務省作成 )

## 地上波放送のスクランブル化

- 1 受信料制度は、国民全体を基盤とする公共放送を維持するため、広く国民視聴者に負担を求めるために設けられたもの。
- 2 NHKの現在の放送をスクランブル化(有料放送化)した場合、  
災害放送等の良質な放送番組を、料金を払う人だけが視聴できることとなるなど、あまねく全国へ豊かで良い放送番組を提供するという公共放送の使命を果たせなくなるおそれがないか  
視聴率優先となることにより、番組が偏り、豊かで良い放送であるべき公共放送が痩せていくことになるおそれがないか  
NHKが公共放送として必要な収入を安定的、継続的に確保することが困難となるおそれがないか  
など公共放送の根幹に関わる様々な問題がある。
- 3 なお、諸外国においても、現時点では、公共放送においてスクランブル(有料放送)を導入している例はなく、受信料及びこれに類似する財源を基本財源としているのが一般的。

### (参考)

英国では、世界に先がけて、商業放送事業者 ITV Digital 社が、有料放送方式による地上デジタル放送を 1998 年 9 月に開始したが、2002 年 5 月に倒産、サービスが停止した。

## 外国の公共放送

| 国 名 | 放送機関              | 機関の性格                             | 機関の財源                                                                                                                                                      |
|-----|-------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 英 国 | B B C             | 国王の特許状に基づき設立された公共事業体              | <u>受信料（受信許可料）5,881 億円(76.7%)</u><br>番組販売収入等 1,340 億円(17.5%)<br>政府交付金 450 億円( 5.9%)<br>（総収入：7,671 億円(04 年度実績)）<br><br>（注：子会社を含む連結決算）                        |
| 仏 国 | France Television | 4 つの公共放送機関等を保有する政府 100%出資の株式会社    | <u>受信料（受信機利用税）2,981 億円(64.2%)</u><br>広告放送収入 940 億円(20.2%)<br>その他 724 億円(15.6%)<br>（総収入：4,644 億円(04 年度予算)）<br><br>（注：France Television 以外の 2 機関を含む 6 機関の合計） |
| 独 国 | A R D             | 各州の放送法に基づいて設立された州放送協会の連合体         | <u>受信料 6,615 億円(82.5%)</u><br>広告放送収入 100 億円( 1.2%)<br>その他 1,304 億円(16.3%)<br>（総収入： 8,020 億円( 03 年度実績)）                                                     |
| 伊 国 | R A I             | 政府 100%出資の持株会社が株式の 99.5%を保有する株式会社 | <u>受信料 1,933 億円(55.2%)</u><br>広告放送収入 1,358 億円(38.8%)<br>その他 210 億円( 6.0%)<br>（総収入：3,501 億円(03 年度)）                                                         |
| 韓 国 | K B S             | 政府が全額を出資する法人                      | <u>受信料 500 億円(39.3%)</u><br>広告放送収入 678 億円(53.4%)<br>その他 92 億円( 7.3%)<br>（総収入：1,270 億円(03 年度実績)）                                                            |

（出典）NHKの資料、総務省調査等に基づき作成。

- 地上波放送における競争の促進 -

## ○ 再免許手続について

１．放送局の再免許は、再免許申請にあわせた競願申請を排除しているものではなく、制度的には新規参入も可能である。

２．そして、免許の申請、及びその審査の手続きは、以下のとおり、公正かつ透明に運用しているところ。

再免許審査の審査基準等については、電波法、放送局開設の根本的基準（省令）、電波関係審査基準（訓令）、免許方針（通達）等の形で、全て公表されている。

再免許審査の経過についても、電波監理審議会に対し審査状況を事前報告することとしている。

また、審査の結果についても、報道発表により公表している。

３．総務省としては、以上の行政手続きの透明性・客観性を更に高めるよう、引き続き、具体的な検討を進めてまいりたい。

但し、ご指摘の入札方式に関しては、入札価格の高騰、免許期間の長期化等のデメリットの指摘もあり、この方式の導入の可否について、こうした点も踏まえ、更に慎重な検討が必要と考えている。

４．なお、地上放送については、地上放送相互間、衛星放送等他の放送メディアとの間、その他の情報メディアとの間で厳しい競争状況の下におかれているものと思料。

## 電波法（昭和25年5月2日法律第131号）

（免許の申請）

第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 目的
- 二 開設を必要とする理由
- 三 通信の相手方及び通信事項
- 四 無線設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星局についてはその人工衛星の軌道又は位置、人工衛星局、船舶の無線局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的として船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うものをいう。以下同じ。））、航空機の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第四項において同じ。）及び航空機地球局（航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）以外のものについては移動範囲。第十八条を除き、以下同じ。）
- 五 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力
- 六 希望する運用許容時間（運用することができる時間をいう。以下同じ。）
- 七 無線設備（第三十条及び第三十二条の規定により備え付けなければならない設備を含む。次項第二号、第十条第一項、第十二条、第十七条、第十八条、第二十四条の二第四項、第七十三条第一項ただし書及び第五項並びに第二百二条の十八第一項において同じ。）の工事設計及び工事落成の予定期日
- 八 運用開始の予定期日

2 放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。第七項第四号、次条第二項第二号及び第四号並びに第三項、第十四条第三項並びに第十七条第一項において同じ。）の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 一 前項第一号、第二号及び第四号から第八号までに掲げる事項
- 二 無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法
- 三 事業計画及び事業収支見積
- 四 放送事項
- 五 放送区域

3～6 省略

7 次に掲げる無線局（総務省令で定めるものを除く。）であつて総務大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。

- 一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）
- 二 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、前号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの
- 三 電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局
- 四 放送をする無線局

（申請の審査）

第七条 総務大臣は、前条第一項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

- 一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。
- 二 周波数の割当てが可能であること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める無線局（放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。
- 2 く 総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。
- 一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。

- 二 総務大臣が定める放送用周波数使用計画(放送をする無線局に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に関し必要な事項を定める計画をいう。以下同じ。)に基づき、周波数の割当てが可能であること。
- 三 当該業務を維持するに足る財政的基礎があること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める放送をする無線局の開設の根本的基準に合致すること。
- 3 放送用周波数使用計画は、放送法第二条の二第一項の放送普及基本計画に定める同条第二項第三号の放送系の数の目標(次項において「放送系の数の目標」という。)の達成に資することとなるように、第二十六条第一項に規定する周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち放送をする無線局に係るもの(次項において「放送用割当可能周波数」という。)の範囲内で、混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定めるものとする。
- 4 総務大臣は、放送系の数の目標、放送用割当可能周波数及び前項に規定する混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項の変更により必要があると認めるときは、放送用周波数使用計画を変更することができる。
- 5 総務大臣は、放送用周波数使用計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。
- 6 総務大臣は、申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることができる。

### **無線局免許手続規則(昭和25年11月30日電波監理委員会規則第15号)**

(省略する手続)

第二十条 法第八条に規定する予備免許、法第九条に規定する工事設計等の変更、法第十条に規定する落成後の検査及び法第十一条に規定する免許の拒否の各手続は、再免許については、適用しない。

### **放送局の開設の根本的基準(昭和25年12月5日電波監理委員会規則第21号)**

(国内放送を行う放送局)

第三条 国内放送を行う放送局は、次の各号(受信障害対策中継放送を行う放送局又は衛星補助放送を行う放送局にあっては、第一号及び第二号)の条件を満たすものでなければならない。

- 一 その局の免許を受けようとする者(以下「申請者」という。)が確実にその事業の計画を実施することができること。
- 二 申請者が設立中の法人であるときは、当該法人の設立が確実にであると認められるものであること。
- 三 削除
- 四 その局の放送番組の編集及び放送は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。
  - (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。
  - (2) 政治的に公平であること。
  - (3) 報道は、事実をまげないですること。
  - (4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。
  - (5) テレビジョン放送を行う放送局(放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園(以下「学園」という。)が開設するものを除く。)又は中波放送若しくは超短波放送を行う放送局(協会が開設するものに限る。)であるときは、特別な事業計画によるものを除き、次の放送がいずれも行われ、かつ、すべての放送の間に調和が保たれているものであること。
    - (一) 教育番組(学校教育又は社会教育のための放送の放送番組をいう。以下同じ。)又は教養番組(教育番組以外の放送番組であつて、国民の一般的教養の向上を直接の目的とするもの。以下同じ。)の放送
    - (二) 報道を目的として行う放送
    - (三) 娯楽を目的として行う放送
    - (6) 教育的効果を目的とする放送を専ら行う放送局であるときは、次に掲げるところに合致するものであること。
      - (一) 一週間の放送時間(補完放送(電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二条第一項第二十八号の十七に規定する補完放送をいう。以下同じ。)であつて、テレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の放送番組の放送時間を除く。(一)において同じ。)において、教育

- 番組の放送時間がその五〇パーセント以上を占めるものであること。この場合において、教育番組の放送時間が一〇〇パーセントに満たないものであるときは、その残りの放送時間の大部分が教養番組の放送によつて占められるものであること。また、補完放送であつて、テレビジョン放送の映像に伴うものの以外のものの放送を行うときは、教育番組又は教養番組をできる限り多く設けるものであること。
- (二) 学校教育のための放送又は社会教育のための放送の分量及び配列が当該放送の意図する効果をもたらすために適切なものであること。
- (三) (一)に規定する放送以外の放送を行うときは、その内容、分量及び配列が(一)に規定する放送の実施に支障を与えないものであり、かつ、その放送の効果を阻害しないものであること。
- (七) 学園の放送局であるときは、(六)にかかわらず次に掲げるところに合致するものであること。
- (一) 一週間の放送時間において、そのすべてが学園が設置する大学(以下「放送大学」という。)の教育課程に定める授業科目の授業として行われる放送(以下「授業放送」という。)及び放送大学に関する告知放送によつて占められるものであること。
- (二) (一)の場合において、授業放送以外の放送を行うときは、その分量及び配列が授業放送に支障を与えないものであること。
- (8) 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第三条の五の規定による臨時かつ一時の目的のための放送(以下「臨時目的放送」という。)を専ら行う放送局であるときは、その放送番組は、当該目的の達成のために必要な範囲内のものであること。
- (9) テレビジョン放送を行う放送局は、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるものであること。
- (10) 申請者(学園及び放送法第三条の五に規定する放送を専ら行う放送局の免許を受けようとする者を除く。(12)において同じ。))は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従つて放送番組の編集及び放送を行うものであること。
- (11) (10)の基準を定め、又は変更した場合には、放送法第三条の三第二項の規定により、これを公表するものであること。
- (12) 申請者は、放送法第三条の四第一項に規定する放送番組審議機関(以下「審議機関」という。)を設置するものであること。
- (13) 教育番組については、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにするものであること。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するものであること。
- (14) 学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の妨げになると認められる広告を含めるものでないこと。
- (15) 外国語放送(放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)別表第一号(注)十六の外国語放送をいう。)を行う放送局にあつては、国際交流の増進を目的として、外国語による放送を通じて日本人が海外の文化、産業その他の事情を理解すること及び本邦に居住又は滞在する多くの国籍の外国人が我が国の文化、産業その他の事情を理解することに資するものであること。
- (16) その局を開設することにより一の放送局の放送区域内において又は放送区域の大部分を共通にして二以上の放送局があることとなる場合に、その局の放送番組が他の放送局の放送番組と一日の放送時間(補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うものの以外のものの放送の放送番組の放送時間を除く。)の三分の一以上完全に同一のものとなつてはならないこと。ただし、次に掲げる放送局については、この限りでない。
- (一) 放送の種類を異にする放送局
- (二) 同一周波数による放送局
- (三) 放送試験局
- (四) 総務大臣が放送番組及び受信機の状態等によりその地方及び受信者が受ける利益、事業経営の合理性、過去の業績等を参酌し、公益上特に開設の必要があると認められる放送局
- (17) その局(放送試験局及び放送試験衛星局を除く。))は、毎日放送を行うものであること。ただし、テレビジョン音声多重放送(衛星系によるものを除く。)を行う放送局は、この限りでない。
- (18) コミュニティ放送(放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)別表第一号(注)十五のコミュニティ放送をいう。以下同じ。)を行う放送局(当該放送の電波に重畳して多重放送を行う放送局を含む。以下同じ。)にあつては、(17)にかかわらず、できる限り毎日(スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設であつて季節的に利用されるものの整備された区

域における季節的な需要にこたえるためのコミュニティ放送を行う放送局にあつては、当該需要にこたえるために必要な期間内においてできる限り毎日放送を行うものであること。

- (19) 申請者(学園を除く。)は、災害に関する放送を行うものであること。
- (20) 申請者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結するものでないこと。
- (21) その局の放送の時間であつて、他人の利用に供するものについては、その利用の度合において一部の利用者の独占となるものでないこと。

五 その局が協会の放送局であるときは、放送法第七条に規定する目的を能率的かつ経済的に遂行するために必要なものであること。

六 その局が放送試験局又は放送試験衛星局であるときは、前各号(受信障害対策中継放送を行う放送局又は衛星補助放送を行う放送局にあつては、第一号及び第二号)の条件を満たすほか、次の条件を満たすものでなければならない。

- (1) 試験、研究又は調査の目的及び内容が法令に違反せず、かつ、公共の福祉に寄与するものであるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要なものであること。
- (2) 試験、研究又は調査の計画が合理的なものであること。
- (3) 放送番組は、その局の目的とする試験、研究又は調査のために必要な範囲内のものであり、他人の営業に関する広告を含むものでないこと。

2 再免許については、前項第四号及び第六号(3)に適合することは、過去の実績をもつても証明されなければならない。

3 受信障害対策中継放送を行う放送局は、第一項第一号及び第二号の条件を満たすほか、その局が再送信しようとするテレビジョン放送について発生している受信の障害を能率的に解消するために必要なものでなければならない。

4 衛星補助放送を行う放送局は、第一項第一号及び第二号の条件を満たすほか、同一人に属する人工衛星に開設する放送局による放送の受信が困難な区域において当該放送の受信の改善を図る上で必要なものでなければならない

## ○ 地域免許制度について

- 1．地上放送について県域単位の放送を基本としているのは、地域に根ざした情報発信メディアの存在により地域性を確保すること等を目的としているものであり、現時点においても、その必要性は変わっていないものと考えている。
- 2．マスメディア集中排除原則は、健全な民主主義の発達に寄与するため、「多元性」「多様性」「地域性」という三原則を確保することを目的として定められているものであり、諸外国においても同様の規律が行われているところである。その在り方については、放送を取り巻く環境の変化等を踏まえて、適時適切な見直しを行ってきており、例えば、地上デジタルの円滑な推進を図る観点から、平成16年3月には、「放送政策研究会最終報告」(平成15年2月)を受け、一定の条件の下に最大7地域までのローカル局相互の兼営を可能としているところである。
- 3．さらに、平成16年7月から、「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」(座長：塩野宏東京大学名誉教授)において、新しい実態の変化等を踏まえたマスメディア集中排除原則の在り方等についての検討をしており、本年8月に中間取りまとめを行い、来年6月の最終取りまとめに向け、現在、引き続き検討を進めているところである。

## 諸外国のメディア所有規制の概要（地上放送）

| 米 国                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 英 国                                                                                                                                                                                                        | 仏 国                                                                                                                                                                                                                                                              | 独 国                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>（全国レベル）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 4 大ネットワーク間の合併禁止</li> <li>○ 全国視聴可能世帯数39%超となる商業TV局の複数所有又は5%以上の議決権取得等の禁止</li> </ul> <p><u>（同一市場内）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条件付きでTV局は最大3局まで所有又は支配可能</li> <li>○ 条件付きでAM、FMそれぞれ最大5局、合計で最大8局まで所有又は支配可能</li> <li>○ 3以下のTV局しか存在しない場合、テレビ、ラジオ、新聞のクロス所有禁止</li> <li>○ 4～8局のTV局が存在する場合、2のTV局及び条件付きで最大8のラジオ局のクロス所有等が可能</li> <li>○ 9以上のTV局が存在する場合、新聞と放送局又はTV局とラジオ局のクロス所有が可能</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国シェア20%以上の新聞社によるチャンネル3の所有又は支配の禁止</li> <li>○ 地域シェア20%以上の新聞社による当該地域のチャンネル3（地域）の所有又は支配の禁止</li> <li>○ チャンネル3（全国・地域）と全国シェア20%以上の新聞社の相互間の株式又は議決権20%以上の取得の禁止</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ TV局（全国）複数所有・支配の禁止</li> <li>○ 同一地域でのTV局（地域）複数所有・支配の禁止</li> <li>○ TV局（全国）とTV局（地域）の同時所有・支配の禁止</li> <li>○ 合計受信可能人口数1200万人超となるTV局（地域）の複数所有・支配の禁止</li> <li>○ 1の者によるTV局への出資制限（1局目：49%超、2局目：15%超、3局目以降：5%超）</li> </ul> <p>等</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ テレビ及びメディア関連市場（新聞を含む。）における総合評価として、視聴率30%超となる視聴者シェア相当獲得の禁止（全国レベル）</li> </ul> |

## ○ 伝送手段の多様化について

1. 「伝送手段の多様化」に関しては、通信事業者の整備した通信インフラを用いて、放送事業を実施する制度を既に整備済みであり、有線で16社、衛星で46社が参入している。  
また、IPマルチキャストによる地上デジタル放送の再送信の実現に向け、その著作権法上の取り扱いについて、現在文化庁と調整中である。
2. 地上放送については、国民の最も身近な情報提供手段としての役割が極めて大きく、安定的な情報供給の要請が強い。こうした要請に応える観点から、現行制度は、技術・財政上一定の要件を満たすと判断される者について、一定期間、希少な放送波を占有させ、安定的な放送サービス供給の担保を図る、いわゆるハード・ソフト一致の原則を採っている。
3. 仮に、地上放送のデジタル化の途上で、地上放送における受委託制度等ハード・ソフトを分離した制度を導入すれば、デジタル化投資に対するインセンティブが損なわれ、全国あまねく、必要な設備更改が困難となる可能性が大きいと考えられる。また、災害時等における迅速・確実な報道の担保の観点からも、ソフト・ハード一致の制度が必要と考える。

## ○ 放送局の電波利用料について

1．電波の有効利用に資するため、先般の第 163 回国会（特別国会）において電波法改正により、「電波の逼迫度」、「使用帯域幅」や「地域性」等、電波の経済的価値に係る要素を勘案した電波利用料の算定方式を導入したところ。

2．放送事業者所属の無線局（マイクロ固定局、FPU（陸上移動局）等）の新料額についても、上記の考え方を踏まえ、他の無線局と同様、経済価値を勘案した料額に改定されたところ。

|         | [旧料額]    | → | [新料額]              |
|---------|----------|---|--------------------|
| マイクロ固定局 | 16,300 円 | → | 924 万 6,500 円 (最大) |
| FPU     | 600 円    | → | 149 万 7,500 円 (最大) |

3．ただし、テレビジョン放送局の新料額については、円滑なデジタル化の推進に関する政策的な必要性に配慮する必要があったほか、2003 年から、新たに年間総額で約 30 億円の追加的な電波利用料の負担を求めていることも勘案したもの。

|     | [旧料額]    | → | [新料額]                    |
|-----|----------|---|--------------------------|
| 放送局 | 23,800 円 | → | 25,700 円 (アナログテレビジョン放送局) |
|     |          | → | 7,400 円 (デジタルテレビジョン放送局)  |

4．放送事業者からの電波利用料の歳入見込み額は、約 35 億円(平成 15 年度決算値)から約 43 億円(平成 17 年度～平成 19 年度の平均)へ増加する見込み。

5．なお、放送局の電波利用料の取扱いを含め、今般の電波利用料制度の見直しは、数次にわたるパブリックコメントを経た結果であり、関係者の理解は得られているものと認識。

6．電波利用料額は、3 年を 1 期間として見直しを行っており、放送局の電波利用料については、今後も、放送のデジタル化の動向等を踏まえ、検討して参りたい。